

## 福井坂井地区広域市町村圏事務組合指定管理者選定委員会要綱

平成 20 年 6 月 21 日

改正 平成 25 年 10 月 15 日

改訂 令和 3 年 4 月 5 日

### (目的)

第1条 この要綱は、YONETSU-KANささおかの設置及び管理に関する条例（平成20年条例第5号）第24条の規定により、指定管理者の指定に関して審議を行う福井坂井地区広域市町村圏事務組合指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 指定管理者の選定に係る書類の審査及び評価に関すること。
- (2) 指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）の選定に関すること。
- (3) 選定した指定管理者の業務内容の評価に関すること。
- (4) その他指定管理者の選定に関し特に必要と認めること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福井坂井地区広域市町村圏事務組合の事務局の職員のうち、管理者が適当と認める者
- (3) その他管理者が適当と認める者。

### (任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の議長となり、議事を整理する。
- 3 委員会は、総委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 決議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (会議の公開)

第7条 委員会の会議は、公開しない。

(選定基準)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる選定基準に従い、厳正な審査のうえ、候補者を選定しなければならない。

- (1) 施設設置の目的が達成できること。
- (2) 施設利用者の平等な利用の確保が図られること。
- (3) 施設の適切な維持管理が図られること。
- (4) 施設の効用が最大限に発揮され、サービスの向上が図られること。
- (5) 施設の管理に係る経費の縮減が図られること。
- (6) 施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有すること。

(意見の聴取)

第9条 委員会は、必要があるとき委員以外の者に会議の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、清掃センターにおいて処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年10月15日)

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日)

この要綱は、令和3年4月5日から施行する。